

令和 6年度 ぽんぽん石脇子ども園 重要事項説明書
<2024年 4月 1日 現在 >

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人翼会
事業者の所在地	〒410-1117 静岡県裾野市石脇55番地の1
事業者の連絡先	054-204-6010
代表者氏名	理事長 大澤 豊

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定子ども園							
名称	ぽんぽん石脇子ども園							
所在地	〒410-1117 静岡県裾野市石脇55番地の1							
連絡先	(施設の電話番号)055-957-5543 (施設のFAX番号)055-957-5544							
施設長氏名	池田 知子							
開設年月日	2024年 4月 1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人
	合計	6人	10人	11人	16人	16人	16人	75人
事業の目的・運営方針	<p>(事業の目的) 3歳未満児の保育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。</p> <p>(運営方針) ・教育・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して教育・保育を提供するよう努めます。 ・良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。 ・当園は、利用乳幼児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2689.36 m ²
		園庭
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ	689.92 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	つぼみ組：0歳児クラス
ほふく室	1 室	こえだ組：1歳児クラス
保育室	4 室	どんぐり組：2歳児クラス、りす組：3歳児クラス、 ばんび組：4歳児クラス、ふくろう組：5歳児クラス
ダイニング、遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
子育て支援室	1 室	
その他	11 室	事務室・調乳室・おむつ替室等

(5) 職員体制(2024年4月1日 現在)

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	－ 人	
副園長	1 人	－ 人	1 人	
主幹保育教諭	2 人	1 人	1 人	
保育教諭	11人	11人	－ 人	
補助保育教諭	1 人	1 人	－ 人	
事務員	1 人	－ 人	1 人	
栄養士	1 人	1 人	－ 人	
調理員	2 人	1 人	1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 09 時 00 分～午後 01 時 00 分(4時間)
預かり保育	保育時間	朝：07 時 00 分～08 時 59 分 夕：13 時 01 分～18 時 00 分 土曜：－
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始：12月29日～1月3日	
	夏季：7月19日～8月31日	
	冬季：12月20日～1月7日	
	学年末休業：3月19日～3月31日	
	学年始休業：4月1日～4月8日	

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提 供 す る 曜 日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	午前 07 時 00 分～午後 06 時 00 分(11時間)
	保育短時間	午前 08 時 30 分～午後 04 時 30 分(8時間)
延 長 保 育	保育標準時間	朝：－ 夕：18 時 01 分～19 時 00
	保育短時間	朝：07 時 00 分～08 時 29 分 夕：16 時 31 分～19 時 00 分
開 所 時 間	月～金曜日	午前 07 時 00 分～午後 07 時 00 分
	土曜日	午前 07 時 00 分～午後 06 時 00 分
休 業 日	日曜日・祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7)利用料等

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

利 用 者 負 担 (月 額)	利用子どもが居住する市町村が定める保育料(2号・3号)		
	27,500 円(1号)		
上 乗 せ 徴 収	教育・保育環境充実費(2歳児クラス)	月額	500 円
	教育・保育環境充実費(1・2号)	月額	1,000 円
実 費 徴 収	給食主食費(1・2号)	月額	700 円
	給食副食費(1号)	月額	4,100 円
	給食副食費(2号)	月額	5,500 円
	その他、入園時必要購入品、園外保育にかかる費用等		

預かり保育に係る利用者負担金

	区分	利用時間	料金
預 かり 保 育 (平日)	1号認定	7:00～ 8:59	100 円/30 分
		13:01～16:30	500 円
		16:31～18:00	100 円/30 分
7:00～8:59		100 円/30 分	
9:00～11:00		500 円	
9:00～13:00		1,000 円	
預 かり 保 育 (長期休業中)	13:01～16:30	500 円	
	16:31～18:00	100 円/30 分	

※上記の他に、おやつ^がの提供^があった場合には別途料金^ががかかります(おやつ 70 円/食)

延長保育に係る利用者負担金

	区分	利用時間	料金
延 長 保 育	2・3号認定 (標準時間)	18:01～19:00	100 円/30 分
	2・3号認定 (短時間)	07:00～08:29 16:31～19:00	同上

※19時以降の延長保育はありません。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育を提供します。

給食等

給食の方針：裾野市の栄養士が作成する献立に基づき給食を実施いたします。専門の調理員が調理を行い、食材等の保管した日を記入させ、調理までの流れを明確にいたします。

給食・おやつ：素材の味を活かしつつ、バラエティ豊かな手作り昼食・おやつを提供いたします。

アレルギー等への対応：アレルギー食に関しては、入園時の面談等でしっかりとヒアリングを行います。アレルギー食がある場合・疑われる場合は、主治医からの生活管理指導表を保護者からお預かりします。また、献立を確認し個別でアレルギー食のチェックを行います。除去が可能な物は、専門医や主治医の指導の下に除去食を、または代替食で対応いたします。調理・配膳に関しては、一緒に行うのではなく、個別で調理・配膳を行い、また、食器の色を変えるなどして誤食がないようにいたします。

乳児等でまだアレルギー食がわからない場合には、食材一覧表を保護者に配布・確認していただき、家庭で食べて大丈夫だった食材を園で提供いたします。

(9) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利 用 者 の 内 定	【1号認定子ども】 施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 市が行う利用調整による
利 用 決 定	利用契約書の締結等による
退 園 理 由	1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利 用 に 当 た っ て の 留 意 事 項	・登園は、午前09時00分までにお願います。 ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は、午前09時00分までに電話でご連絡ください。

(10) 園医・嘱託医

市内の専属小児科医院

(11) 園歯科医・嘱託歯科医

市内の専属歯科医院

(12) 緊急時における対応方法

1 当園は、教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、園医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用子どもの保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消 防 署 名	裾野消防署
所 在 地	裾野市石脇515
電 話 番 号	055 - 995 - 0119(消防・救急:富士山南東消防本部裾野消防署)

(13) 非常災害対策

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	2024年 3月 21日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回。不審者対応含めた総合訓練を年2回。
防災設備	自動火災通報装置、火災報知器、誘導灯、消火器、非常照明器具
避難場所	地震: 裾野高校 ・ 洪水: 西小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供 等

(14) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	園長
第三者委員	経営者(経営コンサルタント業)
	事務長(医療福祉事業)

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。また、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(15) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
保険金額	負傷・疾病: 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額等 障害: 44 万円～4,000 万円 死亡: 1,500 万円～3,000 万円

(16) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。